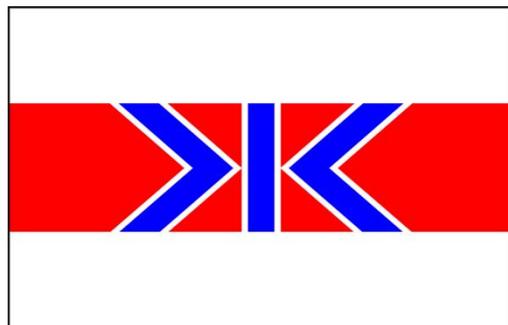


# 水産庁

JAPAN FISHERIES AGENCY

## 仙台漁業調整事務所

SENDAI FISHERIES MANAGEMENT OFFICE



# 水産庁 仙台漁業調整事務所の役割

四方を海に囲まれ、親潮、黒潮を始め恵まれた海洋環境を有する日本では、古くから沿岸・沖合域で漁業が盛んに営まれ、日本国民は魚食民族と言われるほど「海の幸」に親しんできました。

今日においても、我が国は、年間約383万トン（令和5年）の漁業生産量を有する世界有数の水産国です。

また、我が国水産業及び漁村は、国民に対する水産物の安定的な供給を通じ、健康で豊かな日本型食生活の一翼を担うとともに、日本の伝統文化の継承等、安全で潤いに満ちた国民生活に大きく寄与しています。

このような水産業及び漁村に対する国民の期待に応えるため、水産庁は、水産基本法及び水産基本計画に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向けた各般の施策を総合的に推進しており、これらの業務を地域の実情に応じて迅速に行うべく、全国に6カ所の漁業調整事務所（当事務所のほか、北海道、新潟、境港、瀬戸内海及び九州）が設置されています。

仙台漁業調整事務所では、我が国排他的経済水域等における外国漁船及び我が国漁船の指導取締り、複数県にまたがる漁業紛争の調整、大臣許可漁業の許認可事務、水産資源の管理に関する業務を通じ、管轄区域の漁業秩序の維持と資源の適切な利用、更には東日本大震災被災地の水産業の復興に貢献してまいります。

## 沿革

|          |  |
|----------|--|
| 昭和22年12月 | 水産物（魚介藻類）の集出荷及び資材等の統制を図る目的で農林水産局仙台事務所を設置 |
| 昭和23年7月  | 水産庁仙台駐在所と改称                              |
| 昭和25年6月  | 水産庁仙台水産駐在所と改称                            |
| 昭和27年8月  | 水産庁仙台水産駐在所を廃止し水産庁仙台漁業調整事務所を設置            |
| 昭和60年4月  | 漁業監督指導官を設置                               |
| 平成9年10月  | 漁船検査官を設置                                 |
| 〃 12月    | 漁業取締船（用船）1隻を配備                           |
| 平成10年4月  | 漁業取締船（用船）1隻を増隻配備、2隻体制となる                 |
| 平成11年1月  | 漁業監督課を設置                                 |
| 平成14年4月  | 資源管理計画官（現・資源管理推進官）を設置                    |
| 平成17年10月 | 資源課を設置                                   |
| 平成30年4月  | 水産庁漁業取締本部仙台支部を設置                         |
| 令和6年3月   | 漁船検査官を廃止                                 |

## 所掌事務

- ・ 漁業の取締りその他漁業調整に関すること。
- ・ 大臣許可漁業の許可に関すること。
- ・ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。
- ・ 漁船の検査に関すること。
- ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。
- ・ 内水面漁業の振興に関すること。
- ・ 太平洋広域漁業調整委員会に関する事務
- ・ 水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務

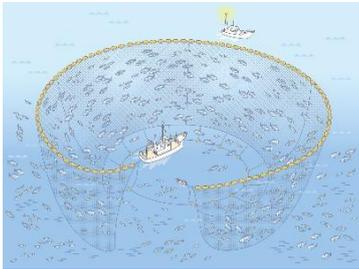
## 管轄区域

青森県、岩手県、宮城県及び福島県の地先海面及び内水面

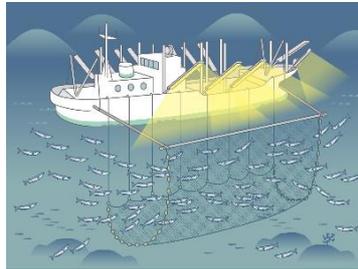
# 業務内容（1）

## 漁業の許認可等

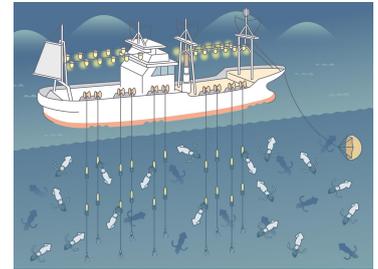
管轄区域の大臣許可漁業（沖合底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業）及び届出漁業（小型するめいか釣り漁業）の許認可等を行っています。



大中型まき網漁業



北太平洋さんま漁業



いか釣り漁業

## 漁業調整

複数県にまたがる漁業者間で発生する、漁業紛争・漁場競合・漁具被害等のトラブルについて、

- ① トラブルの解決に向けた調整・指導、
  - ② トラブル発生時や、発生の未然防止に向けた連絡体制の整備に係る指導・助言、
- を実施しています。

## 水産資源の管理

水産資源の持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるためには、漁業法の規定に基づき、数量管理を基本とする資源管理制度を適切に運用する必要があります。

このため、資源管理基本方針による基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進するために関係する漁業者や試験研究機関及び行政との連絡調整等を行っています。

## 太平洋広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図るため資源の適切な管理等について指示・調整を行うための委員会です。

仙台漁業調整事務所では「太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会」の事務局業務を担っており、会議の開催のほか、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく関係道県に関する沿岸くろまぐろ漁業の承認業務を行っています。

また、同委員会の下で実施された太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に係る行政・研究担当者会議、漁業者との意見交換会を開催しています。



●小さなものは再放流



●網目を大きく！



●人工種苗の放流



●禁漁期、禁漁区の設定



●一斉休漁の実施



# 業務内容（2）

## 漁業取締

漁業秩序の維持と円滑な操業を確保するため、船舶と航空機を用いて、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船及び日本漁船の指導・取締りを行っています。

取締りに従事する事務所職員は、漁業に関する法令に特化した取締りを行う漁業監督官に任命されているほか、漁業に関する罪に関する司法警察権（刑事訴訟法に基づく逮捕状の請求・執行等が可能）も有しています。



漁業取締船「北斗」  
全長64.87m 総トン数499t 平成24年竣工



漁業取締船「いせはま」  
全長64.59m 総トン数499t 平成16年竣工



航空機で広範囲な海域の情報を収集し、船舶と連携して取締りを行っています。

### （1）外国漁船

「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」及び「外国人漁業の規制に関する法律」に基づき、外国漁船への指導・取締りを行っています。※

※外国人が我が国排他的経済水域で漁業等を行う場合は農林水産大臣の許可が必要（領海内での漁業等は原則禁止）。

#### 主な取締対象① ロシア漁船（我が国排他的経済水域での操業許可のある漁船）

日ロ間の漁業協定に基づき我が国排他的経済水域で漁業を行うロシア漁船に対して立ち入り検査を実施し、操業条件等の遵守状況を確認するほか、我が国漁船とのトラブル防止のための指導を行っています。

検査で違反が見つければ、違反の程度に応じて拿捕（船舶の押収、又は船長その他の乗組員を逮捕すること）や警告を行います。



ロシア漁船と取締船



船倉の検査

#### 主な取締対象② 中国漁船（我が国排他的経済水域での操業許可の無い漁船）

中国灯光敷網漁船が我が国排他的経済水域周辺の公海でイワシ、サバ等を漁獲しており、我が国排他的経済水域に侵入して操業しないよう監視を行っています。



右の写真は両舷からビーム（梁）を伸ばして網（緑色の部分）を船の下に広げているところ



# 業務内容（3）

## （2）国内漁船

漁業法その他関係法令に基づく操業区域、操業期間、許可に付された条件等に関する指導・取締りを行っています。

主な取締対象①：沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業及び都道府県知事許可の底びき網漁業等

主な取締対象② 大臣許可漁船等、遊漁船及びプレジャーボート（クロマグロの資源管理）

水産庁では、2024年4月にクロマグロなどの漁獲管理を主な目的とした新たな部署を設立しました。それに伴い、全国の主要な漁港において、その水揚げ検査を実施しています。

このほか、遊漁船やプレジャーボートの利用者に対して、月ごとに漁獲枠を設定する等の制限が設けられたことなど、最新の釣りのルールを周知しています。



釣り人(遊漁船・プレジャーボート利用等)の皆様へ

### クロマグロ釣り

令和7年4月からルールが変わります！



大型魚(30kg以上)の釣りのルールの主な変更点

- ✓ 持ち帰ることができる尾数は1人毎月1尾まで！
- ✓ 陸揚げ後の報告は翌日まで！
- ✓ 報告内容の追加！

- クロマグロの長さがわかる写真
- 陸揚げ場所(港、マリーナなど)
- 船の情報(遊漁船登録番号又は船舶番号)
- 本人確認書類(免許証など)

★ 小型魚(30kg未満)の釣りは周年禁止！

※ 原則としてクロマグロを採捕した場合には暫くリリース。

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

水産庁

## 外国漁船の我が国への寄港許可

我が国漁業の正常な秩序を維持するため、「外国人漁業の規制に関する法律」に基づき、管轄区域での外国漁船の寄港の許可を行っています。



## 漁船の検査

漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする「漁船法」に基づき、漁船認定及び依頼検査を行っています。

### （1）漁船認定

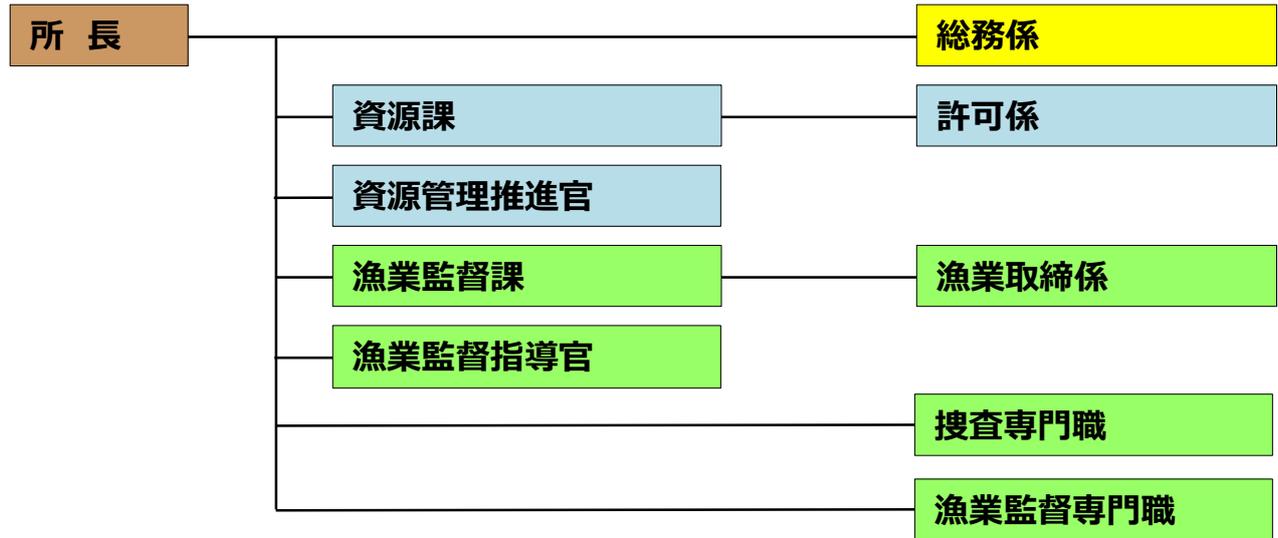
農林水産大臣の許可を要する漁業等に従事する漁船に関し、建造又は改造許可を受けた当該動力漁船が竣工又は工事完了したとき、漁業種類、主要寸法、総トン数、推進機関等の許可の要件等との整合性について、実船調査による認定を行っています。

### （2）依頼検査

漁船の操業上の安全等を考慮しつつ性能の向上を図るため、所有者からの依頼により、船体、機関、漁労設備等について、造船所等において、「漁船検査規則」で定められた技術基準に適合しているかを検査しています。



# 組織



# 庁舎案内

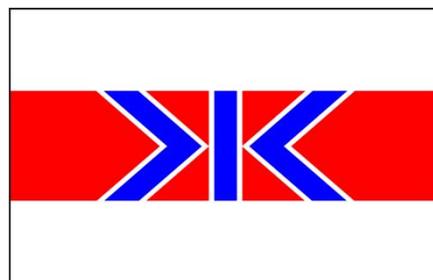
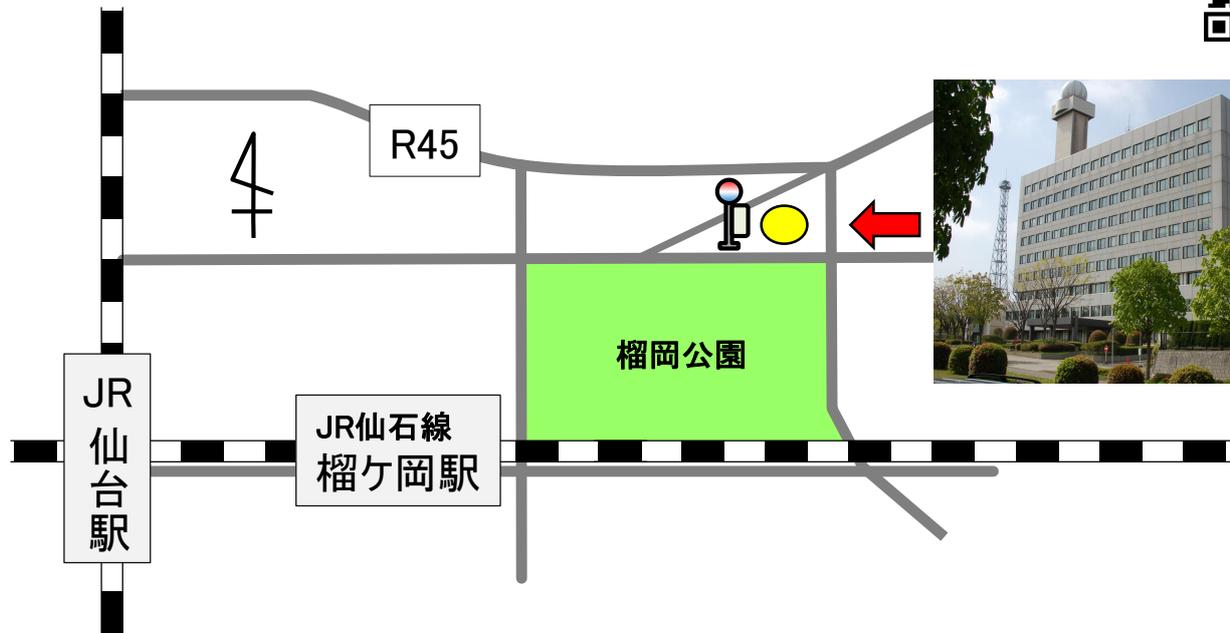
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号  
(仙台第3合同庁舎8F)

JR仙石線 榴ヶ岡駅より徒歩10分  
宮城交通 榴岡公園・仙台第三合同庁舎前バス停より徒歩1分

代表(総務) TEL:022-291-2774

FAX:022-299-5532

URL: <http://www.jfa.maff.go.jp/sendai/>



水産庁の庁旗

漁業取締船のファンネル(煙突)マークにも使用されています。